

千葉市指定文化財の指定候補について(「(仮称)千葉神社妙見大祭神輿渡御」)

今後の指定候補として、下記のとおり「(仮称)千葉神社妙見大祭神輿渡御」について報告します。

1 概要

- (1) 名称 (仮称) 千葉神社妙見大祭神輿渡御
- (2) 所在地 千葉市中央区院内 1 - 1 6 - 1
- (3) 所有者 千葉神社
- (4) 起源 大治二(1127)年(『千学集』より)
- (5) 類型・種別 無形の民俗文化財



2 祭礼について

千葉神社の妙見大祭は、『千葉妙見大縁起絵巻』(享禄元(1528)年)に、大治二(1127)年の起源とされている。

もとは7月16日から22日(明治中頃より現在と同じ8月16日から22日)の7日間に亘って大祭及び神輿渡御の神事が行われる。

江戸時代以前の祭礼については記録がほとんどなく不明な点が多いが、幕末頃の土地の古老からの聞き取りの記録(『社寺よりみた千葉の歴史』より)には以下の日程で執り行われたようである。

7月16日：早朝、神官と僧侶、門前の役の者や若者らを警護に引き連れ、妙見州(現在の出洲港周辺)で神官が海に入り禊ぎの行を行う。

同日午後：仁王門(楼門・山門)脇から香取神社に神輿渡御し、大庭の御仮屋へ安置する。

7月20日：お浜下りが行われる。

7月22日：裏町から市場町、表町を渡御して香取神社に寄り、本社に還御。

なお、現在は前日の8月15日の夜に禊ぎの行を行っており、これは開催日の変更と同時期に変わったものである。

神輿の担ぎ手は、辺田村と貝塚村から出し、門前の若者は揃いの浴衣で警護に付き添った。大鉦と太鼓は神輿より列の先に位置した。

千葉から出る男舟(千葉舟)と寒川から出る女舟(結城舟)の2隻は、神輿を送って海中まで行き、神輿より先に上って、結城舟は君待橋の袂に、千葉舟は現在の県庁前通りの辺りでそれぞれ休み、神輿の還御を待つ間、神酒を汲んで神楽を舞った。その際、町内の特定の家から赤子を一人盛装させ、舟の上に抱いてあげる風習があり、子の成長祈願の意味があったものと思われる。

川より引き上げる川渡をし、舟の中の竜頭の冠をかぶった舞太夫が、竜田(現旭町、竜が昇天したという故事)に向かって一礼するしきたりが継承されていた。

お浜下りが見られなくなったのは明治10(1877)年頃で、一説では電線が張られたことで舟を引くことができなくなったという。以後、舟の変わりに神輿渡御が祭礼の中心となり、参加町内の増加に伴って、明治36(1903)年から、それまで神輿の受け渡しを警護することを専門にしていた現印内町を含めた年番制による祭事に変化した。

8月15日の夜、神主と氏子総代、院内町の若者多数に守られた高張提灯を先頭に、神明町の俗称「まあとの家」に向かう。小休止後、妙見州で禊ぎ行を行った後、真夜中に神輿に御魂移しの神事を行う。

翌16日の午後1時に、御鉦・太鼓・神輿の順に列をなして神社を出発、現院内公園東側の香取神社で神輿の上に孔雀をつけ、本町1丁目(旧地名：横町)、道場南・北、中央2丁目(旧地名：通町)、中央1～2丁目(旧地名：新(通)町)、中央3～4丁目(旧地名：吾妻町)を渡御し、市場町の御仮屋に

入る。

20日には寒川の若者によって町内を渡御した後、神輿は海に入って御仮屋に戻るお浜下りを行った。これは妙見尊が海に入らないと漁がないという伝承に基づいて行われたものである。

22日は、御仮屋を出た神輿は市場町～本町～院内町の香取神社に出て院内町を一巡した後に、円墓地山（現宝幢院北にある妙見社一帯）で孔雀を取り外す。

祭礼が「だらだら祭り」と呼ばれるようになったのは明治時代後期からであり、それまでは太鼓祭り、裸祭りと呼ばれていた。当時は、大和橋から市場町までの沿道（現国道126号線、本町通り）に生姜店等の露店が連なっており、各町内からは競って山車や踊屋台、飾り物を奉納し賑わった。

本祭礼は市内でも起源が古く、また、宮出しの際、神輿の屋根飾りである孔雀（鳳凰とも）は付けず、国道126号線を隔てて位置する院内公園に隣接する香取神社まで渡御した後に取り付けるといふ決まりがある。これは千葉神社一帯がかつて香取神社の境内地であったことに由来するものとされている。このような決まりは妙見大祭独特の特徴である。

当初のお浜下りは行われなくなったものの、明治時代以降大きな改変もなく、現在まで地域住民によって大切に継承されており、市を代表する祭礼といえる。

3 調査概要

令和7年7月1日 千葉神社・祭禮保存会と協議

令和7年8月15～22日 妙見大祭神輿渡御への同行取材・調査

4 市内の指定等無形民俗文化財類例

- ・浅間神社の神楽（県指定、昭和37年指定）
- ・下総三山の七年祭り（県指定、平成15年指定）
- ・神楽・神楽書（市指定、昭和37年指定） ※八剣神社の神楽
- ・登戸の神楽囃子（市地域、平成20年登録）
- ・寒川神社の御浜下り（市地域、平成21年登録）
- ・三代王神社の神楽（市地域、平成22年登録）
- ・検見川神社の神楽・祭囃子（市地域、平成25年登録）

5 県内の指定されている神輿渡御の一例

- ・佐倉麻賀多神社神輿渡御（佐倉市指定無形民俗文化財、平成27年指定）
- ・行徳の神輿文化と祭礼（市川市指定無形民俗文化財、令和6年指定）

6 今後の予定

令和8年度6～7月頃の指定を目指す。